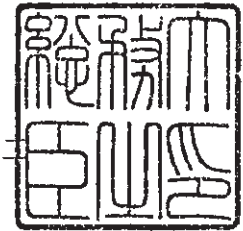




総政企第 362 号
平成 24 年 11 月 28 日

統計委員会委員長
樋口 美雄 殿

総務大臣
樽床 伸



諮問第 47 号
住宅・土地統計調査の変更について（諮問）

標記について、総務大臣から平成 24 年 11 月 14 日付け総統勢第 228 号により別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。



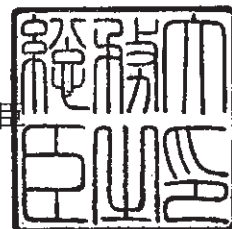
別 添

総 統 勢 第 228 号

平成24年11月14日

総 務 大 臣 殿

総 務 大 臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の実施について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

住宅・土地統計調査

主 管 部 課	総務省統計局統計調査部国勢統計課
事務担当者	井岡 貴司 電話 03 (5273) 1154 e-mail : t.ioka@soumu.go.jp



別紙

申請事項記載書

- 1 調査の名称
住宅・土地統計調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
4 報告を求める者 (1) 数 ① 調査票甲 約300万住戸（母集団の大きさ 約<u>5200</u>万世帯、 約<u>1億2800</u>万人） ② 調査票乙 約50万住戸（母集団の大きさ ①に同じ） ③ 建物調査票（調査員による他計報告） 約350万住戸（母集団の大きさ ①に同じ） (2) 選定の方法（☐全数 ☒無作為抽出 ☐有意抽出）（詳細は、別添1のとおり） 直近の国勢調査調査区（以下「調査区」という。）を第1次抽出単位、調査区内の住戸を第2次抽出単位とする層化2段抽出方法による。 第1次抽出では、調査区を層化した上で、市区町村の人口規模に基づき全国で約<u>205,000</u>調査区を抽出し、住宅・土地統計調査規則（昭和57年総理府令第41号）第12条第1項の規定に基づく単位区の設定を行った上で、総務大臣が指定する単位区（以下「調査単位区」という。）として調査する。 第2次抽出では、無作為抽出により、各調査単位区から17住戸を抽出する。 (3) 報告義務者 ① 後記5(1)に掲げる事項について、世帯主又は世帯の代表者が報告しなければならない。 ② 世帯主又は世帯の代表者が不在のため前項の規定による報告を行うことができないときは、当該世帯の	4 報告を求める者 (1) 数 ① 調査票甲 約300万住戸（母集団の大きさ 約<u>5000</u>万世帯、 約<u>1億2000</u>万人） ② 調査票乙 約50万住戸（母集団の大きさ ①に同じ） ③ 建物調査票（調査員による他計報告） 約350万住戸（母集団の大きさ ①に同じ） (2) 選定の方法（☐全数 ☒無作為抽出 ☐有意抽出）（詳細は、別添1のとおり） 平成17年国勢調査調査区（以下「調査区」という。）を第1次抽出単位、調査区内の住戸を第2次抽出単位とする層化2段抽出方法による。 第1次抽出では、調査区を層化した上で、市区町村の人口規模に基づき全国で約<u>208,000</u>調査区を抽出し、住宅・土地統計調査規則（昭和57年総理府令第41号）第10条第1項の規定に基づく単位区の設定を行った上で、総務大臣が指定する単位区（以下「調査単位区」という。）として調査する。 第2次抽出では、無作為抽出により、各調査単位区から17住戸を抽出する。 (3) 報告義務者 ① 後記5(1)に掲げる事項について、世帯主又は世帯の代表者が報告しなければならない。 ② 世帯主又は世帯の代表者が不在のため前項の規定による報告を行うことができないときは、当該世帯の	・母集団数の変更（平成17年国勢調査から平成22年国勢調査に変更） ・直近の国勢調査の調査区情報を使用 ・標本抽出の結果、調査区数が若干減少 ・過去の規則改正に伴い、条ずれが発生

世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者又は当該世帯が居住している建物を管理している者は、前記①の規定により報告すべきものに代わって当該報告を行うものとする。 ③ 前記①及び②の規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び後記 6 (2) ③に掲げる調査員又は民間事業者及び当該民間事業者を使用される者の質問に答えることにより行うものとする。 <u>ただし、報告に当たっては、政府統計共同利用システムを利用することができる。</u> 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項 <u>調査票甲（別添 2）、調査票乙（別添 3）及び建物調査票（別添 4）により、以下の事項を調査する。</u> <u>ただし、①イ、①エ、⑥ア及び⑥エの一部に関する事項並びに⑥イ、⑥ウに関する事項は、調査票乙により調査する。また、①ウ、②オ及び②サの一部に関する事項並びに②アから②エまで、②カ、②ケ、②ス及び⑤に関する事項については、建物調査票により調査する。</u> ① 住宅等に関する事項 ア 居住室の数及び広さ イ 所有関係に関する事項 ウ 敷地面積 エ 敷地の所有関係に関する事項 ② 住宅に関する事項 ア 構造 イ 腐朽・破損の有無 ウ 階数 エ 建て方 オ 種類	世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者又は当該世帯が居住している建物を管理している者は、前記①の規定により報告すべきものに代わって当該報告を行うものとする。 ③ 前記①及び②の規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び後記 6 (2) ③に掲げる調査員又は民間事業者及び当該民間事業者を使用される者の質問に答えることにより行うものとする。 <u>ただし、総務大臣が指定する調査単位区の調査世帯については、総務省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して調査票の記入を行うことができる。</u> 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項 <u>調査票（総務大臣の定める様式）により、次に掲げる事項を調査する。</u> ① 住宅等に関する事項 ア 居住室の数及び広さ イ 所有関係に関する事項 ウ 敷地面積 エ 敷地の所有関係に関する事項 ② 住宅に関する事項 ア 構造 イ 腐朽・破損の有無 ウ 階数 エ 建て方 オ 種類	・全調査単位区において政府統計共同利用システムを使用できる旨、記載 ・調査票の種類及び調査票の種類ごとの報告を求める事項を明記
--	--	---

<u>カ</u> 建物内総住宅数 <u>キ</u> 建築時期 <u>ク</u> 床面積 <u>ケ</u> 建築面積 <u>コ</u> 家賃又は間代に関する事項 <u>サ</u> 設備に関する事項 <u>シ</u> 増改築及び改修工事に関する事項 <u>ス</u> 世帯の存しない住宅の種別 ③ 世帯に関する事項 ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名 イ 種類 ウ 構成 エ 年間収入 ④ 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項 ア 従業上の地位 イ 通勤時間 ウ 現住居に入居した時期 <u>エ</u> <u>東日本大震災による転居に関する事項</u> <u>オ</u> 前住居に関する事項 <u>カ</u> 子に関する事項 ⑤ 住環境に関する事項 ⑥ 現住居以外の住宅及び土地に関する事項 ア 所有関係に関する事項 イ 所在地 ウ 面積に関する事項 エ 利用に関する事項 7 報告を求める期間 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 平成<u>25</u>年9月23日～10月<u>24</u>日 9 調査結果の公表の方法及び期日 調査の結果は、<u>調査後1年以内に速報、2年以内に確報として、インターネットへの掲載等により公表し、追って報告書を刊行する。</u>	<u>カ</u> 建築時期 <u>キ</u> 床面積 <u>ク</u> 建築面積 <u>ケ</u> 家賃又は間代に関する事項 <u>コ</u> 設備に関する事項 <u>サ</u> 増改築及び改修工事に関する事項 <u>シ</u> 世帯の存しない住宅の種別 ③ 世帯に関する事項 ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名 イ 種類 ウ 構成 エ 年間収入 ④ 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項 ア 従業上の地位 イ 通勤時間 ウ 現住居に入居した時期 <u>エ</u> 前住居に関する事項 <u>オ</u> <u>別世帯の子に関する事項</u> ⑤ 住環境に関する事項 ⑥ 現住居以外の住宅及び土地に関する事項 ア 所有関係に関する事項 イ 所在地 ウ 面積に関する事項 エ 利用に関する事項 7 報告を求める期間 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 平成<u>20</u>年9月23日～10月<u>15</u>日 9 調査結果の公表の方法及び期日 調査の結果は、<u>集計後速やかに報告書の刊行又は電磁的記録媒体に記録したものを紙面等に表示し、これを閲覧に供する方法により公表する。</u>	・従来、調査対象名簿により把握していたが、建物調査票に移すことで、調査員の事務負担が軽減されることから、建物調査票に移行 ・東日本大震災に係る転居等を把握するため、設問を新設 ・別世帯の定義が世帯にとって理解しにくいため、「別世帯の子」ではなく「子」に関する設問に変更 ・オンライン調査の全面導入を踏まえ、回答期間を延長 ・調査結果の公表期日を明記
--	--	---

実施計画（変更後）

1 調査の名称

住宅・土地統計調査

2 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下「住宅等」という。）に関する実態並びに住環境、現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、国民の住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的属性

全国

(2) 属性的範囲

住宅等及びこれらに居住している世帯（以下「住戸」という。）とする。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住している世帯を除く。

- ① 外国政府又は国際機関の公務に従事する者が管理する施設
- ② 皇室用財産である施設
- ③ 拘置所、刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所
- ④ 自衛隊の営舎その他の施設
- ⑤ 在日米軍用施設

4 報告を求める者

(1) 数

- ① 調査票甲
約 300 万住戸（母集団の大きさ 約 5200 万世帯、約 1 億 2800 万人）
- ② 調査票乙
約 50 万住戸（母集団の大きさ ①に同じ）
- ③ 建物調査票（調査員による他計報告）
約 350 万住戸（母集団の大きさ ①に同じ）

(2) 選定の方法（☐全数 ☒無作為抽出 ☐有意抽出）（詳細は、別添 1 のとおり）

直近の国勢調査調査区（以下「調査区」という。）を第 1 次抽出単位、調査区内の住戸を第 2 次抽出単位とする層化 2 段抽出方法による。

第 1 次抽出では、調査区を層化した上で、市区町村の人口規模に基づき全国で約 205,000 調査区を抽出し、住宅・土地統計調査規則（昭和 57 年総理府令第 41 号）第 12 条第 1 項の規定に基づく単位区の設定を行った上で、総務大臣が指定する単位区（以下「調査単位区」という。）として調査する。

第 2 次抽出では、無作為抽出により、各調査単位区から 17 住戸を抽出する。

(3) 報告義務者

- ① 後記 5 (1) に掲げる事項について、世帯主又は世帯の代表者が報告しなければならない。
- ② 世帯主又は世帯の代表者が不在のため前項の規定による報告を行うことができないときは、当該世帯の世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者又は当該世帯が居住している建物を管理している者は、前記①の規定により報告すべきものに代わって当該報告を行うものとする。
- ③ 前記①及び②の規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び後記 6 (2) ③に掲げる調査員又は民間事業者及び当該民間事業者を使用される者の質問に答える

ことにより行うものとする。

ただし、報告に当たっては、政府統計共同利用システムを利用することができる。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

調査票甲（別添2）、調査票乙（別添3）及び建物調査票（別添4）により、以下の事項を調査する。

ただし、①イ、①エ、⑥ア及び⑥エの一部に関する事項並びに⑥イ、⑥ウに関する事項は、調査票乙により調査する。また、①ウ、②オ及び②サの一部に関する事項並びに②アから②エまで、②カ、②ケ、②ス及び⑤に関する事項については、建物調査票により調査する。

① 住宅等に関する事項

- ア 居住室の数及び広さ
- イ 所有関係に関する事項
- ウ 敷地面積
- エ 敷地の所有関係に関する事項

② 住宅に関する事項

- ア 構造
- イ 腐朽・破損の有無
- ウ 階数
- エ 建て方
- オ 種類
- カ 建物内総住宅数
- キ 建築時期
- ク 床面積
- ケ 建築面積
- コ 家賃又は間代に関する事項
- サ 設備に関する事項
- シ 増改築及び改修工事に関する事項
- ス 世帯の存しない住宅の種別

③ 世帯に関する事項

- ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名
- イ 種類
- ウ 構成
- エ 年間収入

④ 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項

- ア 従業上の地位
- イ 通勤時間
- ウ 現住居に入居した時期
- エ 東日本大震災による転居に関する事項
- オ 前住居に関する事項
- カ 子に関する事項

⑤ 住環境に関する事項

⑥ 現住居以外の住宅及び土地に関する事項

- ア 所有関係に関する事項
- イ 所在地
- ウ 面積に関する事項
- エ 利用に関する事項

(2) 基準となる期日又は期間

調査は、直前の住宅・土地統計調査を行った年から5年目に当たる年の10月1日午前零時現在によって行う。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

総務省（統計局） - 都道府県 - 市町村 - 統計調査員（又は民間事業者） - 報告者

(2) 調査方法（☒調査員調査 ☐郵送調査 ☒オンライン調査 ☐その他（ ））

① 統計調査員

ア 統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、担当調査単位区内において抽出された住戸等に係る調査票の配布及び取集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務（以下「調査員事務」という。）を行う。

イ 前記アの規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、単位区設定図の作成、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯する事務（以下「指導員事務」という。）を行うものとする。

ウ 前記ア及びイの規定にかかわらず、特別の事情により調査員が前記アの事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

② 民間事業者

ア 市町村長から実地調査に係る業務を受託した民間事業者は、当該市町村長の担当調査単位区内の実地調査を当該市町村長に代わり行う。

イ 民間事業者及びその民間事業者に使用される者は、定められた仕様書等に基づき、統計調査員に代わり、調査員事務及び指導員事務を行う。

③ 調査の方法

調査は、調査員（前記①ウの規定により調査員事務の一部を行う指導員を含む。以下「調査員等」という。）又は民間事業者及びその民間事業者に使用される者が世帯ごとに調査票を配布し、及び取集し、並びに質問することにより行う。

ただし、世帯員の不在等の事由がある場合又は世帯の存しない住宅について調査する場合は、調査員等又は民間事業者及びその民間事業者に使用される者が一部の調査事項を当該世帯の世帯員以外の者又は当該住宅を管理する者等に質問することにより行う。

また、前記4(3)③ただし書記載による場合には、総務大臣が、政府統計共同利用システムから当該住戸に係る報告を求める事項を入手する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

5年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

平成25年9月23日～10月24日

8 集計事項

集計事項は、別添5のとおりとする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、調査後1年以内に速報、2年以内に確報として、インターネットへの掲載等により公表し、追って報告書を刊行する。

10 使用する統計基準

該当なし。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

書類名	保存期間	保存責任者
調査票	2年	総務省統計局長
調査対象名簿	作成年に実施された住宅・土地統計調査の集計完了時まで	総務省統計局長
単位区設定図	作成年に実施された住宅・土地統計調査の集計完了時まで	総務省統計局長
結果原表又は結果原表（氏名を除く。）が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

指導員及び調査員又は市町村長が実地調査に係る業務を民間事業者に委託して行う場合の当該市町村の職員は、当該調査に当たり、必要に応じて調査対象となる住宅等の建物のある場所に立ち入り、次に掲げる調査事項について検査し、又は関係者に対して質問ができるものとする。

- (1) 構造
- (2) 腐朽・破損の有無
- (3) 床面積
- (4) 建築面積
- (5) 敷地面積